



29 食産第4105号
29 生畜第931号
29 経営第2739号
平成30年1月11日

別記団体の長 殿

農林水産省食料産業局企画課長
農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、香川県内で飼養されていた家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった養家きん農家、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、風評被害等が発生した場合において売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営に応じて既貸付金の償還猶予等が図られるよう、都道府県畜産主務部長及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会関係者に対し周知願います。